

佐賀県内バスロケーションシステム導入に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

佐賀県地域公共交通活性化協議会公共交通利活用促進部会バスロケーションシステム導入検討委員会（委員長：佐賀県バス・タクシー協会 専務理事、事務局：佐賀県地域交流部新幹線・地域交通課）は、佐賀県内を運行する路線バス運行事業者（以下「運行事業者」という。）のバスロケーションシステム導入を図ることとしている。

各運行事業者が行うバスロケーションシステムの導入にあたっては、当該システムの仕様を共通化し、同一のシステムを調達することにより、バス利用者が同一のツールを利用して複数の運行事業者のバス位置等情報を閲覧可能とするなど利便性の向上を図り、もって、県内路線バスのサービス品質の向上と利用促進に資することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 名称

佐賀県路線バス事業者共通 バス位置情報配信システム調達業務

(2) 内容

別紙「佐賀県内バスロケーションシステム共通仕様書」のとおり

(3) 実施者

各運行事業者（平成 29 年度は、佐賀市交通局、J R 九州バス。）

(4) 業務期間（平成 29 年度分）

契約締結日から平成 30 年 3 月 5 日まで

なお、契約締結は、国・県補助の交付決定後となる。

(5) 予算額（参考金額）

調達にかかる上限額（消費税及び地方消費税含む）

・佐賀市交通局 9,720 千円以内（国・県補助活用後 3,240 千円以内）

・J R 九州バス 1,500 千円以内（国・県補助活用後 500 千円以内）

3 参加者の資格要件

参加できる資格要件は、次の要件を全て満たす企業とする。なお、(5) の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (2) 佐賀県及び佐賀市発注の契約にかかる指名停止処分を受けている者でないこと。
- (3) 佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一次停止措置要領に該当する者でないこと。

こと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 事業の企画、運営を一体的に推進できる者であること。

4 選定方法

(1) 調達先候補者の選定

プレゼンテーションを平成 29 年 10 月 16 日（月）に実施予定。

その後、審査委員会において企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀かつ適切な提案を行ったものを選定。

※プレゼンテーションの日時、場所は参加者に別途通知する。

※参加希望者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うことがある。

(2) 選定基準

審査は、「公募型プロポーザル審査基準（別紙 1）」に基づく評価により行う。

(3) 結果通知日

平成 29 年 10 月 18 日（水）を予定。

(4) 通知方法

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。

※電話等による問合せには、応じることができない。

5 発注者

各バス事業者（平成 29 年度は、佐賀市交通局、JR 九州バス。）

ただし、企画提案の公募は、各バス事業者の委任を受け、佐賀県地域公共交通活性化協議会公共交通利活用促進部会バスロケーションシステム導入検討委員会が行う。

（事務局：佐賀県地域交流部 新幹線・地域交通課）

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号 新行政棟7階

電話（直通）：0952-25-7525 FAX:0952-25-7142

E-mail：shinkansen-chiikikoutsuu@pref.saga.lg.jp

6 企画提案公募スケジュールと内容

(1) 公募要領の公表

平成29年9月25日（月）に佐賀県、佐賀県バス・タクシー協会、佐賀市交通局、JR九州バスのホームページで公表。

(2) 公募型プロポーザル参加申込方法

提出期限：平成29年10月5日（木）17時まで

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）

提出書類：「公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式2）」、
「営業概要書（別紙様式3）」

提出場所：「5.発注者」に記載の事務局

(3) 質問書の受付及び回答

受付期間：平成29年9月25日（月）～平成29年10月10日（火）17時必着

受付場所：「5.発注者」に記載の事務局

質問方法

- ・質問の内容を文書により、担当部局へ送付。
- ・質問書は、FAX、電子メール等何れの方法でも受付可能であるが、送信後に担当部局に質問書が到達したことを確認すること。
- ・電話による質問に対しては回答しない。

回答方法

受付期間に寄せられた質問及びそれに対する回答については、随時、ホームページ上に公開する。

(4) プレゼンテーションの開催

開催日程：平成29年10月16日（月）に実施予定

場所及び時間：参加者に後日連絡。

当日提出資料：

- ・企画提案書 8部（うち1部はホッチキス等を用いず、クリップ止め）
- ・見積書 運行事業者ごとに分け8部ずつ

なお、初期費用とランニング費用について各々提出すること。

また、平成29年度整備予定の事業者だけでなく、県内5社（佐賀市交通局、JR九州バス、昭和自動車、祐徳バス、西肥自動車）分について見積

書の提出すること。

- ・主な業務実績 8部
- ・会社概要（パンフレット等） 8部

企画提案書の様式等：

- ・企画提案書の様式は任意とするが、提案書の規格は原則 A4 版とする。
- ・1社が複数の提案をすることはできない。
- ・提案以外の内容は記述しないようにすること。

企画提案書等の取扱い：

- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書等は、あくまでも本調達業務の実施にあたり品質の妥当性や事業主体の知識、経験等があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限らない。
- ・企画提案書の受領後、実施者が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。

(5) 審査結果発表及び通知：平成 29 年 10 月 18 日（水）を予定

7 業務の契約

- (1) 運行事業者は、審査委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて見積書の提出を求める。
- (2) 企画提案書は、あくまでも共通の調達先を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (3) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 企画提案書の提出後に本実施要領「3.参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- (4) 他の参加者の協力者となった場合。
- (5) その他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合。

9 その他の留意事項

企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。

10 問合せ先

佐賀県地域公共交通活性化協議会公共交通利活用促進部会バスロケーションシステム導入検討委員会（事務局：佐賀県地域交流部 新幹線・地域交通課）

電話：0952 - 25 - 7525

Fax：0952 - 25 - 7142

E-mail：shinkansen-chiikikoutsuu@pref.saga.lg.jp